

暮らしの Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

町道民税・軽自動車税のこと 住民税係 ☎ 56 - 8003
税金の納付方法、納税相談のこと 納税係 ☎ 56 - 8002
宿泊税のこと 宿泊税係 ☎ 56 - 8002
固定資産税のこと 資産税係 ☎ 56 - 8004

【まずは法人の届出を】

町内に事務所、事業所などを有する法人には「法人町民税」の申告義務が生じます。また、町内に新たに法人を設立したときまたは町外の法人が町内に事務所や事業所などを設置したときには、法人町民税の申告の前にまずは法人の届出が必要になりますので、速やかに次の書類を住民税係へ提出してください。

- ①法人設立（設置）届出書※
- ②定款
- ③登記簿謄本または履歴事項全部証明書

なお、届け出ている内容（代表者、主たる所在地、事業年度など）に変更があった場合には、登記簿謄本とともに「異動届出書※」を提出してください。

※届出書は窓口にあります

☎ 税務課住民税係 ☎ 56 - 8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係へ連絡またはお越しください。

☎ 税務課納税対策室納税係 ☎ 56 - 8002

9月30日(木)は固定資産税の第3期の納期限です。納め忘れのないようにお願いします。

募集

正職員募集

- 一般行政（ICT） 若干名
- 保健師 若干名
- 土木技師 若干名
- 採用予定／令和4年4月1日
- 申込期限／9月22日(必着)
- 試験日／10月中旬予定
- ※募集要領、申込書はHPで入手可。
郵送で書類請求の場合は総務係まで
- ☎ <https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/bosyu/4114/>
- ☎ 総務課総務係 ☎ 56 - 8000



会計年度任用職員募集

- 小中学校学習支援員 若干名
- 応募資格／教員免許有資格者
- 任用期間／任用日／翌年3月31日
- 業務内容／学習支援（学校授業補助、学校行事補助、指導補助）
- 勤務時間／8時～15時30分のうち5時間程度、週休二日制（土日祝）
- ※行事で土・日曜勤務の場合は振替休日有。長期休暇中は勤務無し、その間の賃金支給も無し
- 勤務場所／町内の小中学校
- 賃金・待遇／時給951、1019円、社会保険・雇用保険・期末手当・通勤手当有
- 申込方法／履歴書（写真貼付）と

教員免許状の写しを提出

☎ 教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 56 - 8018

- 児童支援員 若干名
- 応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可
- 任用期間／任用日／翌年3月31日
- 業務内容／遊びを通じた生活指導
- 勤務時間／平日は10時～18時または13時～18時、土曜・長期休暇期間は8時～18時の間でシフト制
- 勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館
- 賃金・待遇／月額11～15万円程度
- 期末手当・社会保険・雇用保険・

消防職員採用試験

- 採用人数／京極支署1名
- 受験資格／18歳以上満25歳未満（高卒見込色）で勤務地に居住で
- 通勤手当有
- ※「俱知安町保育人材確保一時金」の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください
- 申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出
- ※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事がしたい方はご相談ください
- ☎ ことも未来課 ことも支援係 ☎ 55 - 6116

- きる者。普通自動車運転免許（マニュアル車）を取得しているか、1年以内に取得予定者。
- 申込期限／9月17日(金)期日厳守
- 受験申込書は、消防本部総務課、俱知安消防署および各支署で請求または消防組合HPからダウンロードできます。
- ☎ <https://www.yotai-fd.jp/saiyo/bosyu/>
- 1次試験日／10月17日(日)
- ☎ 羊蹄山ろく消防組合消防本部 ☎ 22 - 2822



道営住宅入居者募集

- 抽選日時／10月11日(月)10時～
- 抽選会場／文化福祉センター一般世帯向け
- ・しらゆき団地（南4西3）
- 3LDK 1戸 4階 駐車場有料
- 申込場所・期間／文化福祉センター、10月7日(休)～9日(土)9時～18時※9日(土)のみ17時まで
- 入居予定／11月
- ※申込や入居に関する要件は問合せ
- ☎ 道営住宅指定管理者エムエムエスマンションマネージメントサービス(株) ☎ 0134 - 34 - 1373

周知

- PCR検査等費用助成は12月31日まで延長になりました
- 内容／無症状の町民が町内医療機

全町敬老会は10月開催です

- 日時／10月15日(金)11時～
- 場所／総合体育館
- 対象者／満75歳以上
- 敬老祝金の対象／満80歳は5千円、満88歳は1万円、満99歳は3万円（8月1日現在）
- 記念写真撮影の対象／満77歳（昭和19年生まれ）
- ☎ 福祉医療課地域包括支援センター ☎ 23 - 0500
- ☎ 高齢者介護保険係 ☎ 21 - 2767

自衛官募集説明会

- 自衛官候補生
- 日時／10月16日(土)、24日(日)の10時～15時
- 場所／札幌地方協力本部俱知安地域事務所

※指定の日時以外での説明希望者は別途調整します

- ☎ 俱知安地域事務所 ☎ 23 - 3540
- 古谷和之 ☎ 23 - 3165
- 清水礼子 ☎ 22 - 0075
- 名畑由美 ☎ 22 - 1177
- 油谷賢次 ☎ 090 - 8903 - 3403

知っていますか建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と、建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

- 加入できる事業主／建設業を営む方
- 対象となる労働者／建設業の現場で働く人
- 掛金／日額310円（令和3年10月から320円）
- 【特徴】
- ・国の制度なので安全、確実、手続きが簡単です
- ・経営事項審査で加点評価の対象になります
- ・掛金の一部を国が助成します
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります
- ・掛金はインターネットを利用した電子申請での納付も可能
- ・事業主が変わっても退職金は企業

間を通算して計算されます

- 【事業主の皆さまへお願い】
- ・共済証紙は労働者の就労日数に応じて適正貼付してください
- ・電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当してください
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求するように指導してください
- ☎ 建退共北海道支部 ☎ 011 - 261 - 6186

道広報紙「ほっかつ」をウェブで読めます

北海道発行の広報紙「ほっかつ」が、パソコンやスマートフォンから読めるようになりました。北海道庁HPで公開されていますので、ぜひご覧ください。

☎ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kk/khtm>



また、電子書籍ポータルサイト「Hokkaido ebooks」でもご覧いただけます。

☎ <https://www.hokkaido-ebooks.jp/>



食品の営業許可制度が変更になりました

6月1日から食品衛生法の営業許可制度が変更になりました。

■主な変更点

- 原則、食品を取り扱う全ての施設で営業許可、または営業届出が必要になります
- 営業許可および届出施設には資格を有する食品衛生責任者を設置する必要があります
- 一部許可業種の新設、統合があります
- 食品衛生法の許可を取得するための施設基準が一部変わります(例：厨房内の手洗いはレバー式やセンサー式など、手指を再度汚染しないようなものにするが必要)

新しく営業届出が必要となった業態の例としては、野菜・果物や米の販売、ジャムの製造、食酢をはじめとする調味料の製造などがあります。例外もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 倶知安保健所食品保健係
☎ 23-1961

■苦情審査委員制度

この制度は、道の業務や制度の内容を審査するもので、それらが自身の利害に関わるものであれば「苦情審査委員」に申し立てることができます。

「苦情審査委員」は申し立てにより、公正で中立な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査などを行い、審査の結果、道の業務に不備な

点や制度に問題がある時は、是正や改善を求めます。もちろん個人情報保護に十分配慮します。

- 窓口/道庁「道政相談センター」
- 後志総合振興局総務課
- 方法/苦情申立書に必要事項を記入し提出
- ※郵送、FAX、メールでも申し立て可能です。苦情申立書は窓口かHPからもダウンロードできます

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/



kuiyou-mousitate.htm

北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎ 011-204-5523
☎ 011-241-8181

✉ kuiyoukoueki@pref.hokkaido.lg.jp

■密漁は絶対にやめましょう

後志総合振興局産業振興部水産課からのお知らせです。

密漁行為に対する罰則が強化されました

近年、道内では悪質な密漁が横行し、特に沿岸域に生息しているアワビやナマコの被害が増えており、後志管内においても、密漁被害が後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、令和2

消費者コーナー
倶知安消費者協会

倶知安消費者大会のご案内

コロナウイルスの終息はまだ見えておらず、町民の皆さんもご苦労されていることとお見舞い申し上げます。本年の大会を下記のとおり開催しますので身近なごみ問題を地球の問題、町の問題と捉えて、学びをさらに進め、生活の実践をしていきましょう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

- 記
- 演題「家庭ゴミの現状とゆくえについて」
- 日時/9月29日(水)13時30分
- ※開場13時10分
- 場所/文化福祉センター大ホール
- ※当日はマスクの着用、3密を避け、手指消毒をお願いします
- 消費生活相談室(公民館1階団体室)
- 月・水・金曜日10時~15時 ☎ 23-1522

9月1日~10月31日は

「秋さけ密漁防止月間」です

秋さけの来遊期を迎えるところで、この時期における密漁事犯は関係機関の努力にもかかわらず、依然発生しています。

このため北海道では、例年と同様、9月1日から10月31日までの2カ月間を「秋さけ密漁防止月間」と定め、密漁防止のため啓発活動を行うとともに、取締期間や民間団体などと連携しながら、巡回パトロールや指導取締りなどの活動を行います。

秋さけ資源の保護と密漁の撲滅に向けた取組みにご理解・ご協力をお願いします。

後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係 ☎ 23-1394

年12月1日施行の改正漁業法により、密漁行為に対する罰則が次のとおり強化されました。

- 罰則の内容
- 特定水産動植物(アワビ・ナマコ)採捕の罪・密漁品流通の罪を新設
- ↓3年以下の懲役または3千万円以下の罰金
- 無許可操業の罪について、罰則を引き上げ
- ↓3年以下の懲役または3百万円以下の罰金
- 漁業権侵害の罪について、罰則を引き上げ
- ↓百万円以下の罰金

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為です。絶対にやめましょう。

消防署からのお知らせ

9月1日は防災の日です

9月1日は関東大震災を祈念した防災の日です。

これは広く国民が台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの災害について認識を深めるとともに、防災に対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と軽減のために設けたものです。

近年は災害が後を絶ちません。皆さんの家庭において防災用品や非常食を備蓄するなど、災害に対する備えは十分にできているでしょうか。今一度、災害に備え、防災意識の向上に努めてください。

羊蹄山ろく消防組合のHPに倶知安町の防災マップを掲載していますので、各種災害の対応や指定避難場所を確認し、有事の際は速やかに避難してください。

	令和3年	令和2年
火災	2件	4件
救急	413件	485件
救助	33件	22件
その他	77件	43件

まちの事件簿—地域安全ニュース

7月の主な事件

▽器物損壊事件の発生
町内の商業施設に駐めていた車のドアガラスが壊される事件がありました。

7月の主な交通事故

▽7日、町道において、車両同士の衝突事故が発生しました。
▽9日、道道において、車両同士の衝突事故が発生しました。
▽10日、国道において、車両と自転車の衝突事故が発生しました。

	令和3年	令和2年
人身	14件	12件
物損	291件	328件
死者	1名	0名

法律は、それぞれの人に必要な権利を定めています。ただ、その権利は、ポーッとしていると使えなくなることがあります。自分の財産は自由に処分できることが原則ですが、高齢の方などで財産を処分する力がなくなり、遺言の作成ができず思うように子どもに財産を残せなかったり、お金の管理を子どもに任せられず、銀行からおろせなくなったりすることがあります。時効もそうです。お金を借りている人にとっては朗報ですが、自分に権利があっても、使わずにいると、法的には「使う気がない」と判断されて、使えなくなることがあります。

また、裁判所から書類が届いたとき「覚えがない」と無視してしまうと「反論がない」、「相手の言うとおりに認めている」と思われて、相手の言うとおりの判決をされてしまうことがあります。自分が起こした裁判でも、同じ事情で何度も裁判はできないので、きちんと自分の意見を言わないと、あったはずの権利が裁判で使えなくなってしまうことがあります。

権利の行使はお早めに



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

人口	14,843人(前月比-25)
男子	7,560人(前月比-6)
女子	7,283人(前月比-19)
世帯数	8,022世帯(前月比-7)
うち外国籍住民	716人(前月比-2)